

— 第 5 編 —

選 挙 啓 発

1 第 50 回衆議院議員総選挙 臨時啓発推進要綱

山形県選挙管理委員会
山形県明るい選挙推進協議会

第 1 趣 旨

第 50 回衆議院議員総選挙は、これからの政治を任せる代表者を選ぶ選挙であり、国内外の課題が山積する中であって、今後の日本の進路を方向づける重要な意義を持つものである。

有権者一人ひとりが政治の責任者であることを自覚し、進んで投票に参加するよう強く呼びかけ、投票総参加と明るくきれいな選挙の実現のため、関係機関と連携した啓発事業を展開する。

第 2 重点事項

1 投票総参加の推進

選挙は、住民が政治に参加する最も重要かつ基本的な機会であり、積極的な投票参加は、民主政治の根幹をなすものである。

このため、全有権者に対して投票期日、投票時間、期日前投票制度及び不在者投票制度の周知を徹底し、特に市部及び若年層の有権者に対しては一票の権利行使の重要性を訴え、投票への総参加を強く呼び掛ける。

2 選挙制度についての周知

衆議院議員総選挙は、小選挙区選挙、比例代表選挙の 2 つの選挙があり、重複立候補制度や政党による選挙運動、最高裁判所裁判官の国民審査があわせて行われるなど、他の選挙にはない特徴を有している。

このため、投票方法や選挙制度の趣旨などについて周知徹底を図る。

3 明るくきれいな選挙の推進

有権者の意思を正しく政治に反映させるには、違法な寄附や買収等の悪質な選挙違反のないルールを守ったきれいな選挙が行われることが重要である。このため、有権者には自由な意思による投票を、また、候補者や選挙運動に携わる者には明るくきれいな選挙の実施を呼びかける。

4 若年層への啓発

近年の選挙においても、特に若年層の投票率は依然として低い水準にあることから、特に若年層の選挙に対する意識の高揚に努める。

5 子連れ投票及び家族ぐるみ投票の推進

子連れ投票や家族ぐるみ投票は、子供の将来的な投票だけでなく、家族全体の投票にも繋がるものである。このため、家庭内での投票参加の呼び掛けの推進や、18歳未満の子供を同伴して投票することができることを改めて周知し、子連れ投票及び家族ぐるみ投票に繋げる。

第3 事業の進め方

各市町村の選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会、白ばら会、各報道機関その他の関係機関・団体及びこの運動に理解と熱意を持つ有志の協力と連携のもとに、この事業を進める。

第4 事業の内容

1 放送設備等を利用する啓発

(1) テレビ・ラジオスポットCM

投票日を周知し、投票参加を呼び掛けるスポットCMを放送する。

(2) テレビ・ラジオ番組における呼びかけ

各放送局の協力により、テレビ・ラジオ番組内で投票日の周知、制度の説明及び投票参加の呼び掛けを行う。

(3) 県広報テレビ・ラジオ放送

県政テレビ・ラジオ番組やお知らせコーナーの活用により、投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。

(4) 防災無線等

防災無線等の設備を有する市町村等に対して協力を依頼し、投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。

(5) 店(社)内等放送

選挙啓発サポート企業・団体（以下「サポート企業」という。）を始めとする県内企業、スーパーマーケット等に協力を依頼し、店(社)内放送により、投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。

(6) 庁内放送

県及び市町村の機関の庁内放送を通じ、投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。

(7) 校内放送

高等学校の校内放送を通じ、生徒が生徒に対し投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。

2 広告等による啓発

- (1) 新聞広告
新聞広告において、投票日を周知し、投票参加の呼び掛けを行う。
- (2) 広報誌（紙）の利用
各市町村広報誌等において、投票日を周知し、投票参加の呼び掛けを行う。
- (3) インターネット・SNSを活用した広告
インターネット・SNSに広告を掲載し、投票日の周知等を行う。
- (4) 啓発ポスターの掲示
啓発ポスターを駅、サポート企業、大学、公共機関等に配布・掲示して、投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。
- (5) 啓発チラシの配布
投票日の周知、制度の説明のためのチラシを作成し、県内全域で配付（戸別配布や公共機関への設置等）する。
- (6) 卓上三角柱POPの掲出
公共機関や店舗などの卓上に投票日等を周知する卓上三角柱POPを掲出し、投票参加の呼び掛けを行う。
- (7) ファミリーレストランにおけるテーブルステッカー広告
県内のファミリーレストランにテーブルステッカーを配置し、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。
- (8) コンビニエンスストアのレジ画面広告
コンビニエンスストアのレジ画面に投票日等を周知する広告を表示して、投票参加の呼び掛けを行う。

3 看板等による啓発

- (1) 懸垂幕、看板等の設置
市街地、行政機関等に懸垂幕や看板などを設置し、投票日の周知を図る。
- (2) のぼり旗の設置
行政機関、サポート企業、大学等へのぼり旗を設置し、投票日の周知を図る。

4 広報車等による啓発

県及び市町村の公用車に看板を設置し、録音した啓発情報等を流しながら投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。

5 イベント等による啓発

- (1) 白ばら啓発隊出発式
県内各地で街頭啓発に携わる白ばら啓発隊の出発式を行い、投票参加の気運を盛り上げる。
- (2) 一斉白ばらデー
投票日1週間前の日曜日に、県内各地で集中的に街頭啓発を行う。
- (3) 街頭啓発
人の集まる場所、時間帯において集中的にのぼり旗の掲出等を行うことで、投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。
- (4) 図書館における連携展示

県立図書館を始めとする県内図書館において、ポスターやチラシなどとともに関連図書を展示し、選挙に対する意識の高揚を図る。

6 その他

(1) インターネットホームページ等による啓発

衆議院議員総選挙専用ホームページを開設するとともに、県のSNSを活用し、啓発及び投開票速報などの情報を広く提供する。

(2) 選挙公報のホームページ掲載

選挙公報を県ホームページに掲載し、有権者の利便性の向上を図る。

(3) 立候補届出受付会場での明るい選挙の呼びかけ

立候補届出受付会場において、各候補者に対し、明るいきれいな選挙の実施を呼び掛ける。

(4) 各種会議等における啓発

挨拶文例を示し、各種会議等の場を活用して投票参加を呼び掛ける。

(5) 委員長談話の発表

投票日の前々日に県選挙管理委員会委員長談話を発表し、広く投票参加を呼び掛ける。

(6) 表彰

選挙終了後、啓発活動に功績のあった市町村の選挙管理委員、その他個人・団体等の表彰を行う。

2 衆議院議員総選挙において実施した啓発事業

1 県事務局が実施した啓発事業

(1) スポットCMによる啓発

「山形県民の1票で国を動かせ！GO TO 選挙！」をキャッチコピーに、有権者に投票日の周知及び投票参加を呼びかけるスポットCMを放送した。

今回のスポットCMには、タレントのコロコロチキチキペッパーズ・ナダルさん（出生地が高畠町）を起用し、子連れ投票・家族ぐるみ投票を呼びかけながら、本県の投票率が高いことをPRすることで投票意欲の向上を図った。

① テレビスポット

放送期間：令和6年10月15日（火）～10月27日（日）

放送回数：民放4局 計436回（YBC、YTS、TUY、SAY）



② ラジオスポット

放送期間：令和6年10月15日（火）～10月27日（日）

放送回数：民放6局 計210回

（エフエム山形、山形放送、山形コミュニティ放送、日本・アルカディア・ネットワーク、酒田エフエム放送、ニューメディア）

(2) 広告やチラシ等による啓発

① 新聞広告の掲載

在形6紙に啓発広告を掲載し、投票日の周知及び投票参加を呼びかけた。

各紙1回：令和6年10月26日（土）又は27日（日）付け朝刊

② 動画サイトを活用した広告

動画サイトに動画広告を掲載し、投票日の周知及び投票参加を呼びかけた。

掲載期間：令和6年10月16日（水）～10月27日（日）

T v e r 【新規】 54,904 回表示

Y o u T u b e 208,155 回表示

③ SNSを活用した広告

I n s t a g r a mにおいて、静止画広告を掲載した。（208,155 回表示）

④ 啓発チラシの配布

県が作成した啓発チラシ（A4判）を県内全域に配布して、投票日の周知及び投票参加を呼びかけるとともに、期日前投票制度の案内を行った。（345,900 枚）

【表面】



【裏面】



⑤ 啓発ポスターの掲示

総務省が作成したポスター（B0判～A2判）を、県内スーパーマーケット、サポート企業、高等学校、大学、専門学校、公共機関等に配布・掲示し、投票日の周知及び投票参加を呼びかけた。（4,104 枚）

⑥ 啓発リーフレットの配布

総務省が作成したリーフレット（A4判）を配布し、投票日の周知及び投票参加を

呼びかけた。(8,300 枚)

⑥ コンビニエンスストアレジ画面広告の掲出

コンビニエンスストアのレジ画面に投票日等を周知する広告を掲出し、投票日の周知及び投票参加を呼びかけた。(ローソン 108 店舗)

(3) 横断幕・のぼり旗等による啓発

- ① 懸 垂 幕 イオン山形南店及びイオンモール天童に掲示
- ② 看 板 山形県庁前に掲示

(4) 広報車等による啓発

県及び市町村の広報車に看板を設置し、啓発情報を流しながら、投票日の周知及び投票参加を呼びかけた。

(5) イベント等による啓発

① 白ばら啓発隊出発式

白ばら啓発隊の出発式を行い、投票参加の気運を盛り上げた。

日時：令和6年10月16日（水）12時30分～13時

場所：山形県庁講堂

内容：「白ばら啓発隊」への激励、高校生による吹奏楽演奏、啓発車両の見送り等

② 一斉白ばらデー

投票日1週間前の日曜日（令和6年10月20日）に、県内各地でスーパーマーケットやイベント会場等で集中的に啓発活動を行い、啓発物品のポケットティッシュを配付した。

(6) その他

① 特設ホームページ等による啓発

第50回衆議院議員総選挙のホームページを開設して、選挙制度や期日前投票所などの選挙に関する情報、過去の選挙における期日前投票所の混雑状況などをお知らせした。また、県の公式SNS（Twitter、Facebook）を活用した情報発信も行った。

(URL <https://www.elec.pref.yamagata.jp/>)

② 各種会議等における啓発

あいさつ文例を示し、各種会議等の場を活用して投票日を周知した。

③ 立候補届出受付会場での明るい選挙の呼びかけ

立候補届出受付会場において、各候補者に対し、明るくきれいな選挙の実施を呼びかけた。

④ 選挙公報のホームページ掲載

選挙公報を県ホームページに掲載し、有権者の利便性の向上を図った。

⑤ 委員長談話の発表

山形県選挙管理委員会委員長が談話を発表し、有権者に広く投票参加を呼びかけた。

発表日：令和6年10月25日（金）

⑥ 店（社）内等放送・庁内放送

サポート企業をはじめとする県内企業、スーパーマーケット等に協力を依頼し、店（社）内放送により、投票日の周知及び投票参加を呼びかけた。また、県及び市町村の行政機関の庁内放送により、投票日の周知及び投票参加を呼びかけた。

⑦ 高等学校における校内放送等

高等学校の校内放送等を通じ、生徒が生徒に対し、投票日の周知及び投票参加を呼びかけ、高校生の主体的な投票参加を図った。

⑧ テレビ・ラジオ番組における呼びかけ

各放送局の協力により、テレビ、ラジオ番組内での投票日の周知、制度説明及び投票参加を呼びかけた。

⑨ 広報誌等の利用

各市町村広報誌等において、投票日の周知及び投票参加を呼びかけた。

⑩ 防災行政無線等の利用

防災行政無線等の設備を有する市町村等に対して協力を依頼し、投票日の周知及び投票参加を呼びかけた。

2 地方事務局が主体的に実施した啓発事業

(1) 街頭啓発

月 日 (曜)		村山	最上	置賜	庄内
10/15 (火)	公示日				
16 (水)	白ばら 啓発隊 出発式				
17 (木)		・山形駅東西自由通路(山形市) ・山形大学小白川キャンパス(山形市)			
18 (金)		・東北芸術工科大学(山形市) ・イオン東根店(東根市)			
19 (土)					
20 (日)	白ばら デー	・やまがた環境展(山形市) ・イオンモール天童(天童市) ・おーばん尾花沢南店(尾花沢市)	・ヤマザワ新庄店(新庄市)	・フラワー長井線まつり(長井市) ・道の駅米沢(米沢市)	・エスモール(鶴岡市) ・イオン三川店(三川町)
21 (月)					
22 (火)					
23 (水)		・羽陽学園短期大学(天童市) ・ヤマザワ寒河江プラザ店(寒河江市)			
24 (木)					
25 (金)					
26 (土)		・やまがたフラワーフェスティバル(山形市) ・イオンモール山形南(山形市)			・イオン酒田南店(酒田市)
27 (日)	投票日				

(2) その他の啓発

項目	村山	最上	置賜	庄内
看板等の 掲示	・本庁舎：屋上及び正面玄関に看板を設置、1階ロビーにポスターを掲示し、啓発物品を設置 ・保健所庁舎：バス停付近に看板を設置 ・西村山・北村山地域振興局庁舎：庁舎に懸垂幕を、正面玄関に看板を設置 ・市街地：山形市内の商業施設に懸垂幕を設置	・庁舎に懸垂幕を設置 ・庁舎内にポスターを掲示し、啓発物品を設置	・選挙啓発ポスター、のぼり、啓発物資を置賜総合支庁本庁舎及び西庁舎ロビーに展示	・支庁正面玄関ロビーにポスター、横断幕を掲示。また、チラシを配布。 ・管内4箇所に庄内オリジナルデザイン「山伏めいすいくん」の立看板を設置 ・エスモール（鶴岡市） ・イオン酒田南店（酒田市） ・東北公益文科大学（酒田市） ・庄内総合支庁（三川町）
広報車等	・啓発看板を設置した広報車で啓発音声を放送しながら管内を巡回	・啓発看板を設置した広報車で啓発音声を放送しながら管内を巡回	・広報車に看板を設置し、啓発テープを流しながら管内を巡回	・啓発看板を設置した広報車で啓発音声を放送しながら管内を巡回
庁内放送	・本庁舎、西村山・北村山地域振興局庁舎及び保健所庁舎において、庁内放送を利用した呼びかけを実施	・庁舎内において、庁内放送を利用した呼びかけを実施	・本庁舎及び西置賜地域振興局庁舎において、庁内放送を利用した呼びかけを実施	・庁舎内において、庁内放送を利用した呼びかけを実施
企業・学校 等への啓 発	・管内企業に啓発チラシ等を送付 ・管内の大学、専門学校・各種学校、高等学校にポスター等を配布	・管内企業に店頭等へのポスター掲示を依頼	・管内の大学にポスター、啓発物品を配布	・管内企業にポスター、チラシを配布するとともに、店（社）内等放送を活用した啓発活動を依頼
その他	・ラジオモンスターの番組内における啓発	・エフエムNCV及びおらんだラジオのスポット放送を活用し、投票日の周知及び投票参加の呼びかけを実施	・NCV（ケーブルテレビ）の文字放送 ・エフエム NCV 及びおらんだラジオのスポット放送による啓発 ・本庁舎正面玄関ロビーにおいてスポットCMを放送 ・SNSを活用した情報発信	・庁舎正面玄関ロビーにおいてスポットCMを放送 ・酒田FM放送のスポット放送による啓発 ・SNSを活用した情報発信 ・庁内関係会議の場での啓発を各課へ依頼 ・本庁舎正面玄関ロビーにおいてスポットCMを放送

3 市町村が主体的に実施した啓発事業

(1) 啓発事業一覧

項目	①街頭啓発	②出前講座による啓発	③看板等の設置・掲示による啓発	④企業・学校等への啓発	⑤広報車による啓発	⑥庁内放送や防災行政無線等による啓発	⑦SNSを活用した啓発	⑧ホームページを活用した啓発	⑨広報誌による啓発	⑩その他
山形市	○							○		
米沢市					○			○	○	○
鶴岡市	○		○		○		○	○		
酒田市	○		○		○	○	○	○	○	○
新庄市	○		○		○	○	○	○	○	
寒河江市	○		○		○	○	○	○		
上山市			○			○		○		
村山市			○		○	○	○	○	○	○
長井市	○		○		○			○		
天童市			○		○			○		
東根市	○		○	○	○	○	○	○	○	○
尾花沢市	○		○		○	○	○	○		○
南陽市	○		○	○	○	○	○	○		○
山辺町	○		○		○		○		○	
中山町			○		○	○	○	○	○	
河北町	○		○		○	○	○	○		○
西川町			○		○	○		○	○	
朝日町		○		○		○			○	
大江町								○	○	
大石田町			○			○		○		○
金山町			○		○	○	○		○	
最上町			○		○	○		○		○
舟形町			○			○	○	○	○	
真室川町			○		○	○	○	○		○
大蔵村			○		○	○		○		○
鮭川村			○			○	○	○	○	
戸沢村			○			○		○	○	○
高畠町			○		○			○		
川西町	○			○	○	○		○		○
小国町			○		○	○	○	○		
白鷹町	○				○			○	○	
飯豊町							○	○		
三川町						○		○	○	
庄内町			○			○	○	○		○
遊佐町	○		○			○	○	○	○	

○その他について

内容
・18 歳有権者に対し、投票参加を呼びかけるチラシ等を送付した。(米沢市、酒田市) ・期日前投票所の情報、投票日の周知及び投票参加等を呼びかける内容のチラシや広報等を独自に作成し配布した。(酒田市、尾花沢市、南陽市、河北町、大石田町、最上町、真室川町、川西町、庄内町) ・公共施設でのポスターや啓発物品の掲示。(村山市、河北町、大蔵村) ・「おうちの人といっしょに投票所へ行ってみよう」キャンペーンを実施。有権者と一緒に期日前投票所に来た 18 歳未満の子供へ選挙啓発グッズをプレゼントした(東根市) ・10 代 20 代を対象に期日前投票所立会人を公募し、若者世代及びその関係者への啓発を行った。(東根市) ・市内小・中・高生より応募のあった選挙啓発ポスターコンクールの作品を期日前投票所周辺に展示した。(東根市) ・各種新聞社の選挙周知啓発記事に掲載した。(戸沢村)

(2) 街頭啓発

月 日 (曜)		村山	最上	置賜	庄内
10/12 (土)					・選挙啓発駅伝(鶴岡市)
13 (日)					
14 (月)					
15 (火)	公示日				
16 (水)					
17 (木)					
18 (金)					
19 (土)			・味覚まつり(新庄市)		・関川しなおり祭(鶴岡市)
20 (日)		・ヤマザワ神町店(東根市) ・おーばんさくらんぼひがしね店(東根市) ・おーばん尾花沢南店(尾花沢市) ・かほくほくほくまつり(河北町)		・フラワー長井線まつり(長井市) ・ヨークベニマル南陽店(南陽市)	・やまぶし温泉ゆぽか(鶴岡市) ・マックスバリュ藤島店(鶴岡市) ・つるおか大産業まつり(小真木原公園)(鶴岡市) ・ヤマザワ くしびき店(鶴岡市)
21 (月)					
22 (火)		・おーばん山辺町店(山辺町) ・やまのベシヨッピンセンターベル(山辺町)			
23 (水)		・マックスバリュ寒河江中央店(寒河江市) ・ヨークベニマル寒河江店(寒河江市) ・ヤマザワ寒河江プラザ店(寒河江市)		・マックスバリュ白鷹店(白鷹町) ・おーばん白鷹店(白鷹町)	・トー屋高見台店(酒田市)
24 (木)				・ヤマザワ川西店(川西町) ・おーばん川西店前(川西町)	
25 (金)					・トー屋高見台店(酒田市)
26 (土)					
27 (日)	投票日				

※ ()内は実施した市町村名

3 山形県明るい選挙推進協議会 会長声明

来る10月27日の日曜日は、第50回衆議院議員総選挙の投票日です。

選挙は、民主主義の基盤をなすものであり、国民が主権者として政治に参加し、その意思を表明する、最も重要な機会といえます。

私たちは、この選挙が、明るく、きれいに行われることを期待し、有権者の皆様におかれましては、候補者の政見や公約を見極(みきわ)め、自由な判断により投票されることを希望いたします。

また、候補者や、選挙運動に携わる方々におかれましては、選挙のルールを守り、違反のない選挙の実現に努められますことを、要望いたします。

令和6年10月16日

山形県明るい選挙推進協議会 会長 井上 榮子

4 山形県選挙管理委員会委員長談話

有権者の皆様、来る27日の日曜日は第50回衆議院議員総選挙の投票日です。

選挙は、国民が主権者としてその意思を政治に反映させる最も重要かつ基本的な機会であり、民主政治の根幹をなすものであります。有権者の皆様におかれましては、これからの国政を担う国民の代表者を選ぶため、政党及び候補者の政見や公約などを十分に検討され、主権者として積極的に投票に参加されますよう、また、衆議院議員総選挙の小選挙区選挙及び比例代表選挙という2つの仕組みによって議員を選ぶという制度の特徴を御了承の上、自由な意思と判断により投票されますようお願いいたします。

投票日に投票所へ行くことができない方は、明日まで「期日前投票」をすることができますので、ぜひ棄権することなく、大切な権利を行使されますようお願いいたします。

一人でも多くの方が投票所に足を運ばれますよう、有権者の皆様の積極的な投票参加とともに、明るくきれいな選挙の実現を強く希望いたします。

令和6年10月25日

山形県選挙管理委員会 委員長 粕谷 真生